

核物質防護等に係る須田委員及び三井田副会長員からのご質問への回答

◎ 須田委員

○ 対テロ対策の不備について

(東京電力から) 代替措置の報告はされていたが、特段の指摘はなかったとのことですが、原子力発電所にとって一番セキュリティがしっかりしているべき設備が代替措置で30日から長いものは337日と一年近く代替措置として監視カメラなどによる対応がされていたことに疑問は抱かなかったのか？他の原子力事業者より復旧時間が突出していることは承知していたのにも関わらず、検査機関である規制庁が何故踏み込んでチェックしなかったのか？住民とすれば運営は、事業者に委ねるばかりで安全を保てるのか疑問であり、今後も大丈夫なのか心配である。

(答)

- 令和2年度に原子力規制検査が開始される前の検査制度では、核物質防護の規制要求の段階的な強化など、その時々的重要な事項を踏まえて重点的に現場で確認すべき項目を中心に確認してきており、事業者の活動の一つひとつをすべて確認するような検査は行っておらず、また、そのような検査は現実的でなかったと考えています。
- 新検査制度の試運用が開始されていた時点でも、実際の検査では、核物質防護の規制要求の段階的な強化などその時々的重要な事項を踏まえて重点的に現場で確認すべき項目を中心に確認してきており、その際には、侵入検知装置の復旧が遅いことなどについて早期の把握や指摘につながらなかったと考えています。
- 検査官が、何らかの情報を得て、特定の代替措置の現場での実施状況を注視する検査を行うようにしていれば、当該代替措置が十分であったかどうかの判断ができた可能性はありますが、そのような特定の情報がなければ、今回問題となったような状態を、検査で必ず発見できるというものではありません。

○東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護設備の機能の一部喪失事案を踏まえて、常駐検査官による検査の有効性が確認できたことから、今後は本格的に常駐検査官を活用して事業者をしっかりと監視、指導してまいります。

- ◎ 三井田副会長
- 核物質防護関連

東京電力の核物質防護関連の問題は、そもそも入構の審査や警護の問題を考えれば、事業者管理を規制庁が良否判定というより、規制当局である規制庁主導によって各電力会社のセキュリティを確保するべきだと思います。(業者選定や論理飛躍かもしれませんが警察・自衛隊の常駐など…) 今後そういった考えはありませんか？もしくは現在においても規制委員会等でそういった話が出ないのでしょうか？

(答)

- 原子力事業者は、昨年4月の新検査制度の開始に合わせて、改善措置活動を導入し、原子力安全に直接関係しないような些細な不具合も含めて、原子力施設での様々な気付きを把握し、その重要性を評価した上で、これに応じた対策を講じる取組に力を入れていると承知しています。
- これに関して、原子力規制委員会は、事業者の改善措置活動の運用状況を確認することに加え、専門的知見を有する本庁の検査官が、一年に二度、こうした活動の運用が全般的に適切に行われているかどうかを重点的に確認する検査も実施しています。
- 柏崎刈羽原子力発電所の一連の核物質防護事案を踏まえ、本庁の検査官が行う核物質防護検査はもとより、原子力規制事務所に常駐している検査官を、事業者が行う改善措置活動に対する日常的な監視に当たらせる取組も開始しています。
- また、同発電所に対する追加検査において、事業者が実施する原因分析の実施状況を踏まえつつ、横断領域を含めた幅広い視野から、複数の専門分野の原子力検査官によって、再発防止が確実なものとなっているかなどを個別具体的に確認・監視をしております。
- これらの取組を通じて、事業者の核物質防護措置が的確に実施されているかを確認し、改善点があれば指導することに加え、法令に基づく対応が必要な場合にはこれを行うことが、規制機関の役割であると認識しています。

◎ 三井田副会長

- 柏崎市松波地域に建設のメガソーラー施設建設予定について（内閣府、規制庁、エネ庁共通）

1. 第6エネ基でも危惧しているとおり、メガソーラー施設の発電後の廃棄等、トラブルが多い現状で外国系企業に規制・指導・強制ができるのか？

(答)

- 平成28年6月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）の一部が改正され、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する認定制度が創設されたものと承知。
 - 本認定制度では、事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施の遵守を求め、違反時には改善命令や認定取り消しを行うことが可能とされていると承知。
 - いずれしても、資源エネルギー庁において、適切に対応されるものと認識
- <<参考>>事業計画認定ガイドライン（太陽光発電）

2. そもそもメガソーラー施設自体の環境破壊が問題視されていることについての見解は？

(答)

- 大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例があるものと承知。
- このような問題の顕在化を踏まえ、中央環境審議会（環境省）において、大規模な太陽光発電事業について、環境影響評価法の対象事業とすべきとする答申がなされたものと承知。
- この答申に基づき、環境省において、環境影響評価法施行令の一部が改正され、令和2年4月から環境影響評価の対象とされているものと承知。
- いずれしても、環境省において、適切に対応されるものと認識

<<参考>>太陽光発電事業に関する環境影響評価について(令和元年7月1日 経済産業省)

3. 原子力発電所の近隣距離に外国企業の施設が出来る事はセキュリティ面で大きな問題ではないのか？

(答)

- 令和3年6月、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(重要土地調査法案)が国会において可決されたものと承知。

- この中で、重要施設の敷地の周囲おおむね1000mの範囲内は注視区域として指定されることとされ、機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向が示されたものと承知。

- 今後、同法の施行に向けて、関係規定が整備されていくものと承知。

- いずれにしても、内閣官房において、適切に対応されるものと認識

<<参考>>重要土地調査法案 概要(内閣官房 第204階通常国会提出法案)

資源エネルギー庁に対する質問事項への回答

令和3年11月10日
資源エネルギー庁

今、稼働中の原子力発電所が定検に入った場合、その時、新たに再稼働する原発がないとすると国内の電力の状況はどうか。計画停電等を現実に実施する可能性あるか。

1. 一般送配電事業者は、原子力発電所の定期検査等による需給バランスの変化を踏まえ、エリア全体における電力の需給バランスを調整・確保する義務を負っている。
2. その上で、電力需給がひっ迫するおそれがある場合には、①まずはエリアの一般送配電事業者が、他の発電所の増出力運転の指示等により需給の改善を図ることとなる。②こうした対応を行ってもなお需給の状況が改善しない場合には、電力広域的運営推進機関が、他エリアからの電力融通の指示を行う。

温暖化対策や福島賠償のために柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を進めて欲しい。柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を早期に進めるために国は何をしてきたのか。

1. 原子力発電所の再稼働については、令和3年10月22日に閣議決定したエネルギー基本計画で示したとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し再稼働を進める。その際、国も全面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」というのが政府の方針である。
2. 資源エネルギー庁としては、こうした再稼働に関する政府の考え方や、原子力発電の重要性・必要性についての説明を行う機会を作る等、立地自治体にお住まいの方々等、関係者の皆様のご理解を得るべく取り組んできた。
3. 一方で、一連の核物質防護に関する不適切事案を受け、東京電力に対し

て、社会から、とりわけ地域の皆様から厳しい目が向けられていることと承知している。東京電力は、原子力規制委員会の検査に丁寧にかつ誠実に対応し、核物質防護体制の再構築に取り組んでいくとともに、経営層を含む組織全体で、「東電の組織・体質」に踏み込んで、抜本的な改革を断行し、信頼回復に取り組むことが必要である。

4. 資源エネルギー庁としても、引き続き、東京電力の取組をしっかりと指導していく。

2050年カーボンニュートラルを実現させるために、原子力発電利用について国としてはどのような計画を検討しているか。このような大きな目標を達成させるために、リプレイスや新增設せずに可能か。

1. 2050年カーボンニュートラルの実現は簡単なことではなく、日本の総力を挙げての取組が重要である。
2. S+3Eの全てを満たす完璧なエネルギー源は存在せず、今後の革新的技術の進展や社会の変容などの不確実性があることを踏まえれば、原子力、再エネ、水素、アンモニア、CCUS等のあらゆる選択肢を追求し、カーボンニュートラルの実現を目指すことが重要であり、原子力も選択肢の一つである。
3. 原子力の活用に関しては、まずは安全性の確認された原子炉の再稼働を進めていく。現時点では、原発の新增設・リプレイスは想定していない。
4. 令和3年10月22日に閣議決定したエネルギー基本計画で示したとおり、2050年カーボンニュートラルを実現するため、「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく」というのが政府の方針である。今後、将来を見据え、安全性の向上に向けた研究開発や人材育成を始めとして、政策の一層の具体化にしっかりと取り組んでいく。

原子炉を利用していない期間、いわゆる原子力発電所停止期間を考慮した運転期間の延長の議論や、小型モジュール炉なども検討しているか。

(運転期間について)

現時点で、具体的な制度改正を検討している事実はない。

(小型モジュール炉などの技術開発について)

原子力分野における技術開発については、令和3年10月22日に閣議決定したエネルギー基本計画で示したとおり、「安全性等に優れた炉の追求など、将来に向けた原子力利用の安全性・信頼性・効率性を抜本的に高める新技術等の開発や人材育成を進める」とともに、「民間の創意工夫や知恵を活かしながら、国際連携を活用した高速炉開発の着実な推進、小型モジュール炉技術の国際連携による実証、高温ガス炉における水素製造に係る要素技術確立等を進める」というのが政府の方針である。

核燃料サイクルを今後凍結させるという選択肢はあるのか。凍結させた場合問題点は何か。

令和3年10月22日に閣議決定したエネルギー基本計画で示したとおり、「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進」というのが政府の方針である。

国や自治体は立地地域住民に対して、分かりやすく積極的に、原子力発電やエネルギーに関することについて情報発信しているか。

1. 原子力については、立地地域のみならず、安定かつ安価な電力供給の恩恵を受けている消費地も含めて理解を得ることが重要である。そのため、事業者自らがしっかりと地域に向き合って信頼関係を築いていくだけでなく、国も前面に立って、地元や国民の皆様の理解が深まるよう、丁寧に取り組むことが重要である。
2. 例えば、政府は、「全都道府県」で、シンポジウムや説明会におけるエネルギー政策に関する説明を、平成28年1月から累計で約630回実施してきた。さらに、ウェブ上で、原子力を含むエネルギーに関する分かりやすい情報発信を強化・拡充している。
3. 加えて、地元の要望を踏まえながら、関係自治体での住民説明会等で説明を行うなど、政府として、様々な機会を通じて理解活動を進めている。
4. 引き続き、立地自治体を始め、関係者の声にしっかり耳を傾けるとともに、国民の皆様に丁寧な説明を尽くし、幅広い理解が得られるよう取り組んでいく。

我が国におけるエネルギー供給実態と安定供給、地球温暖化対策考えたときに、現状の日本に原子力発電は必要か。これについて第6次エネ基に反映して欲しい。

1. 原子力については、令和3年10月22日に閣議決定したエネルギー基本計画において、「低炭素の準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置づけている。
2. また、エネルギー基本計画で示したとおり、2050年カーボンニュートラルを実現するため、「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく」というのが政府の方針である。

立地地域住民に対し、安定した経済基盤の確立と地域振興策への支援を頂きたい。これについて第6次エネ基に反映して欲しい。

1. 日本の原子力・エネルギー政策は、これまで住民を始めとする原子力立地地域の関係者の理解と協力に支えられてきており、今後も立地地域との共生に向けた取組が必要である。
2. 令和3年10月22日に閣議決定したエネルギー基本計画で示したとおり、「立地地域は、地域資源の開発・観光客の誘致といった地域振興や、避難道路の整備、防災体制の充実など、独自の様々な課題を抱えている。こうした課題に真摯に向き合い、産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用なども含めて、関係府省庁が連携して、解決に向けた取組を進めていく。」というのが政府の方針である。
3. 引き続き、立地地域の方々の声を聞きながら、地域振興にしっかりと取り組んでいく。

温暖化対策として、再エネは不安定でこの問題が解決するまでは、しばらくの間は原子力発電に頼ると言う選択肢も必要と考えます。しかし、柏崎刈羽原子力発電所は問題が次から次へと発覚している現状で再稼働の見通しが立たない状態です。地域住民の安心、安全と地球温暖化防止のために、現在進められている検証をやり遂げ、原子力発電所運転者に値する企業になるようにお願いします。

一連の核物質防護に関する不適切事案を受け、東京電力に対して、社会から、とりわけ地域の皆様から厳しい目が向けられていることと承知している。東京電力は、原子力規制委員会の検査に丁寧にかつ誠実に対応し、核物質防護体制の再構築に取り組んでいくとともに、経営層を含む組織全体で、「東電の組織・体質」に踏み込んで、抜本的な改革を断行し、信頼回復に取り組むことが必要である。資源エネルギー庁としても、引き続き、東京電力の取組をしっかりと指導していく。

第6 エネ基でも危惧している通り、メガソーラー施設の発電後の廃棄等、トラブルが多い現状で外国系の企業に規制・指導・強制が出来るのか？

1. FIT 制度は、再エネ電気を長期・固定価格で買い取ることによって、投資を呼び込み、再エネの普及拡大とそれを通じたコストダウンを実現することを目的とした措置。この制度趣旨から、FIT 制度では、外国の資本に関する制約は特段設けていない。
2. 諸外国では日本よりも再エネコストの低減が進んでおり、海外の再エネ発電事業者の中には、先行的なノウハウを活かし、コスト競争力のあるプレーヤーも多い。そのため、外国資本の日本の発電事業への参入自体に、一概に問題があるとは言えないと考えている。
3. 一方で、地域と共生した再エネ事業の導入を促すことが重要であることから、国内企業であるか海外企業であるかを問わず、FIT 制度においては、発電事業者に対し、所在する自治体が定めた条例を含めた関係法令の遵守を求めており、法令違反が確認された場合、指導や改善命令を行うほか、必要に応じて認定を取り消す。
4. また、太陽光発電設備が将来放置・不法投棄されるのではないかと懸念が地域に広がっていることを踏まえ、令和2年6月に成立した改正再エネ特措法の下で、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立制度を創設し、令和4年7月から積立てを開始する。

5. 引き続き、再生可能エネルギー発電事業が健全で長期安定的に運営されるよう、厳正に対応していく。

メガソーラー施設自体の環境破壊が問題視されている事についての見解は？

1. 再エネ、とりわけ太陽光発電にあっては、FIT 制度の導入等により、近年急速に拡大する中、景観への影響、自然災害、将来の設備の放置等に対する地域の懸念が増しており、発電事業者と地元との間で軋轢が生じているケースがあると承知している。このため、再エネ特措法では、発電事業者に対し、所在する自治体が定めた条例を含めた関係法令の遵守を求めている。
2. また、電気事業法等の改正による事故報告の対象拡大や太陽光発電に特化した技術基準の制定等を通じて、安全対策を強化してきた。加えて、地域の実情に応じた対応をすべく、自治体を集めた地域連絡会での各地域の条例などの取組事例の横展開など自治体との連携も強化していく。
3. 引き続き、地域と共生した太陽光等の再エネの導入を促していく。

原子力発電所の近隣距離に外国企業の施設が出来る事はセキュリティ面で大きな問題ではないのか？

1. 原子力発電所のセキュリティについては、原子力規制委員会による審査が行われていると承知している。
2. なお、今年の通常国会で、安全保障の観点から、重要施設の機能を阻害するような周辺の土地や建物の利用が明らかになった場合に限り、その利用の中止を勧告・命令する等の措置を講ずることができることとする「重要土地等調査法」が成立した。
3. 所管する内閣府からは、①法律上、重要施設の周辺区域は、その敷地から「おおむね1千メートル」となること、②原子力関係施設を対象とすることを検討しているものの、最終的には、法定する手続きに則って、法律の施行後判断する予定であること、と聞いている。その上で、個々の施設の周辺を対象区域として指定するかどうかについても、それぞれの事情を勘案し、審議会の意見を伺った上で、個別に判断がされるものと認識している。

自然エネルギー普及は大いに賛成だが、環境破壊の側面、蓄電技術の革新なくして安定供給を見込めない中、現状どういった発電（電源構成）で脱炭素を成し遂げるのか。

原子力発電を低減と言いながらも主要電源としての期待もある様ですが、新設・リプレースも言及しないで信頼性向上などという中途半端さで原子力発電を主要電源として期待できる発電量が得られるのか。

1. 2050年カーボンニュートラルの実現は簡単なことではなく、日本の総力を挙げた取組が重要である。
2. S+3Eの全てを満たす完璧なエネルギー源は存在せず、今後の革新的技術の進展や社会の変容などの不確実性があることを踏まえれば、原子力、再エネ、水素、アンモニア、CCUS等のあらゆる選択肢を追求し、カーボンニュートラルの実現を目指すことが重要であり、原子力も選択肢の一つである。
3. 原子力の活用に関しては、まずは安全性の確認された原子炉の再稼働を進めていく。現時点では、原発の新增設・リプレースは想定していない。
4. 令和3年10月22日に閣議決定したエネルギー基本計画で示したとおり、2050年カーボンニュートラルを実現するため、「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく」というのが政府の方針である。今後、将来を見据え、安全性の向上に向けた研究開発や人材育成を始めとして、政策の一層の具体化にしっかりと取り組んでいく。

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 御中

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付

参事官(地域防災担当)付

委員所感に対する回答について

ご依頼のございました標記の件について、別添のとおり回答いたします。

(別添)

4①. 気象災害(温暖化)対策と福島原発事故の賠償のために再稼働を早期に進めていただきたい。そのために各機関はどのような進めてきたのか、説明をお願いしたい。

(回答)

1. 内閣府としては、原発が稼働するか否かに関わらず、原発が存在し、そこに核燃料がある限り、原子力防災体制の継続的な充実・強化を図り、原子力災害対応の実効性向上にしっかりと取り組んでいくことが重要だと考えています。
2. このため、国としても、「柏崎刈羽地域原子力防災協議会」の枠組みの下、関係自治体と一体となって検討を重ねることで、関係自治体が策定する地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を支援しているところです。

12. 「避難の支援を行う人も1人の住民であり、守るべき家族がいる生活者である」という視点の欠如について

(回答)

1. 避難計画の策定に当たり、地域が抱える様々な課題の解決は決して容易ではありません。そのため、地域の実情を踏まえながら、課題解決に向け、関係自治体とともに検討を進めているところです。
2. ご指摘の視点をはじめ、地域の実情に応じた様々な課題を一つ一つ解決すべく「柏崎刈羽原子力防災協議会」の枠組みの下、関係自治体と一体となってしっかりと検討を進めてまいります。

15. 自然エネルギーと原子力発電についての現状と今後の展望について

(回答)

1. 内閣府(原子力防災担当)としては、所掌担当外のため回答を差し控えさせていただきます。

16. 新潟県原子力災害広域避難計画は完成しているか？

新潟県の避難検証委員会は、コロナ感染拡大下での避難は困難としている。県は、広域避難計画について、「完璧なものはない」と言っている。県民は原発稼働に不安を持つのは当然。国は、指針は作った、後は地元の計画を支援するというが、県の検証委員会のように広域避難計画の適正を第三者委員会で審査すべきだ。国は県原子力災害広域避難計画は完成しているとみているのか。

(回答)

1. 地域防災計画・避難計画は、地域の実情を熟知している自治体が策定することが適切であり、災害対策基本法等においても、自治体は、地域防災計画・避難計画を作成する責務を有しています。
2. 一方で、万が一の事故が起きた場合においては、このような責務を有する自治体と、国民の生命、身体等を守る責務を有している国とが連携し一体となつて的確に対応していくことが重要です。
3. このため、初期段階から国がきめ細かく関与し、地域の実情を熟知している自治体と一体となつて策定しています。一方で、国が避難計画を法的に認可するということとはしておらず、政府としては「地域原子力防災協議会」において、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認するとともに、総理を議長とする「原子力防災会議」で了承することとしています。

4. いずれにしても、各自治体の避難計画を含む当該地域の「緊急時対応」は、現在策定中の段階にあり、「柏崎刈羽地域原子力防災協議会」の枠組みの下、関係省庁と関係自治体が一体となってその具体化・充実化を進めているところです。

5. 原子力災害への備えに「終わり」や「完璧」はありません。国としては、引き続き、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援等を通じて、関係自治体等とも連携しながら、柏崎刈羽地域の原子力防災体制の充実・強化を図り、原子力災害対応の実効性向上にしっかりと取り組んでいきます。

— 以上 —

委員所感に対する回答要旨（新潟県）

宮崎 孝司 委員 （質問対象者：新潟県）

●新潟県原子力災害広域避難計画は完成しているか？

県は、広域避難計画について、「完璧なものはない」と言っているが、計画の完成度（進捗率）はどれくらいと考えているか。また、県は 11 月に避難訓練を行い、「対応力」を高めるとしているが、今年の「避難訓練」によって計画（＝100%）に対し、対応力を何%に高めるのか。

いつまでに、対応力ほぼ 100%となる広域避難計画を作るつもりか。

（回答）

- 福島第一原発事故を踏まえ、平成 31 年 3 月に「新潟県原子力災害広域避難計画」を新たに策定したところであるが、避難計画の実効性をより高いものとしていく取組に終わりは無いものと考えており、計画の完成度を数字で示すことは困難と考えている。
- 県としては、訓練等で明らかになった課題の克服に、国、市町村、関係機関と連携して取り組み、その結果を適宜計画へ反映することを繰り返すことによって、その実効性を高めてまいりたい。

本間 保 委員 (質問対象者：柏崎市長、知事)

●その時あなたはなんと答えますか

原発は事故など起こさない。

未来のエネルギーで、地域の明るい未来を開く

そういわれて柏崎に原発が誘致されて半世紀が経過しました。

半世紀を経て、柏崎が大きく発展し、素敵な街になったのでしょうか。

原発推進の先頭で頑張っておられた、桜井市長は、福島事故を目の当たりにして、当時心が揺れたように私には見えましたが、私の錯覚だったようです。

花角知事は、明確に原発の再稼働は県民の意見を問いますとして当選しましたが、あの公約は何だったのでしょうか？ 私としては、この人は県民との約束をどう考えているのだろうかという思いを強くしております。

そこで、お二人にお尋ねします。

柏崎刈羽原発を再稼働すれば、福島のような事故が起きる可能性は否定できません。

もしも、そうなってしまったら、柏崎は放射性物質に汚染され、私たちは長期にわたって故郷に戻れなくなってしまいます。

それは決してあり得ない事ではありません。

お二人が再稼働に同意し、柏崎刈羽原発が再稼働され、そして、事故が起きたらその時、お二人は、市民、県民にどのような言葉をかけられますか？

仮定の質問には答えられないなどとおっしゃらず、想像してみて、お答え下さい。

(回答)

- 将来的に原発に依存しない社会の実現を目指すべきとの考えに変わりはなく、本県においても、引き続き、多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進する。
- 3つの検証が終わっておらず、再稼働に関する議論も始まっていない現段階で、その後のことについて決めているものではありません。

第 221 回定例会（情報共有会議）委員所感への回答

令和 3 年 11 月 10 日

刈羽村

（所感）

- ・原子力利用のための「安全」は究極の目的ではなく、我々が求める「安全」は日常の暮らしの中にあります。
- ・脱炭素（地球温暖化抑止）が声高に言われていますが、原子力なしで実現できるのでしょうか。
- ・要求の最高位にある「安全」のためにはリスクと向き合わなければなりません。
- ・ゼロリスクを求めて社会が崩壊したのでは本末転倒です。
- ・原子力を利用せずに豊かな将来像を描く、原子力を使うか否かの選択する、再生可能エネルギーに期待する・・・そのようなことができるのでしょうか。
- ・理想は持つべきですが絵空事では社会が混乱します。「混乱」はどれ程のものでしょうか。
- ・先月、英国は「風吹かず、ガス足りず」で電気料が 380 円/Kwh となりました。
- ・原子力を安全に利用することは安全な暮らしのための必須条件ではないでしょうか。

■小野委員（質問）

②「地域の会」の活動が 20 年ほど続いているが、そのために各機関が進歩・向上充実に寄与したのでしょうか。透明性と安全運転が確保されてきたのでしょうか？
（柏崎市、刈羽村）

（回答）

地域の会を通して、委員の皆さんと情報共有をすることで、透明性を確保や安全運転への意識向上につながっていると考えます。

○透明性について

- ・透明性の確保を通じて「不正が行われていない」ことを確認して安心できます。
- ・企業秘密もあればテロ対策などの秘匿事項もあります。
- ・地域の会は事業者でも監督者でも行政でもない視点を持っています。
- ・住民の皆さんの視点からのアプローチには価値があります。

○安全運転について

- ・安全運転：安全は科学です。我々が安全確保に資するには自ずと限界があります。
- ・規制当局が本会に参加していることには大きな価値があります。
- ・安全であることの確証を委員の皆さんから、今後も高めていただきたいと思います。

以上